〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2−3−1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5271 FAX: 045-682-5253

PRJ-11100568845 号-3

日本原燃株式会社 殿

2026 年 10 月 23 日
LRQA リミテッド
[redacted]

2026 年度 第 1 回第三者定期監査 報告書
（その 3）埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4-108
監査名	2026 年度 第 1 回第三者定期監査
被監査者	埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 2026 年度 第 1 回第三者定期監査 初回会議：濃縮・埋設事務所 実地監査：濃縮・埋設事務所 最終会議（Web 会議）：濃縮・埋設事務所
監査実施日	2026 年度 第 1 回第三者定期監査 2026 年 7 月 23 日：初回会議 2026 年 7 月 23 日：実地監査 2026 年 8 月 3 日：最終会議（Web 会議）
担当監査員	（LRQA リミテッド）[redacted]

2. 2026 年度 第 1 回定期監査の視点

2.1 被監査者

定期監査は下表に示す 5 グループ別に実施した。

グループ	被監査者
（その 1）	再処理事業部・技術本部
（その 2）	濃縮事業部
（その 3）	埋設事業部
（その 4）	安全・品質本部
（その 5）	監査室

2.2 第三者による定期監査の経緯

LRQA リミテッド（旧ロイド・レジスター・グループ・リミテッド）（ 以下、「LRQA」という）は、日本原燃（株）（以下、「日本原燃」という）に対して、2004 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で定期監査を実施してきた。

2019 年度までは、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」という）」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れ、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また品質マネジメントシステム（Quality Management System：以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めた通りに実施されていることが確認され、全体としては QMS が各部署に浸透し、定着してきている健全な状態と見受けられ、「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

2024 年度第 2 回および 2025 年度第 1 回定期監査では、QMS 活動の中でも重要な CAP（Corrective Action Program）システムについて、事業部に対しては、課長やグループリーダーが管理するレベルの不適合の是正処置をサンプリングし、原因分析が必要な程度まで行われたうえで、特定した原因を踏まえた是正処置計画が立案されているか、是正処置後の実効性レビュー（効果の確認方法）が適当かとの視点で確認した。

2025 年度第 2 回定期監査では、そのような課長やグループリーダーの活動に各組織の品質保証部門がどのように関与しているか確認し、その中で、部長以上が管理するレベルの不適合の是正処置について、パフォーマンス改善会議（Performance Improvement Meeting：以下、「PIM」という）で了解を得るための原因分析に時間を要している旨を聴取した。監査範囲において、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部の是正処置は、監査基準『CAP システム要則』に基づいて実施されていることを確認した。

2026 年度第 1 回定期監査では上記を踏まえ、事業部に対しては、部長以上が管理するレベルのコンディションレポート（以下、「CR」という）のうち、CAQ（Condition Adverse to Quality：原子力安全に影響を及ぼす状態）について是正処置のプロセスや内容が適当かを確認し、安全・品質本部や監査室に対しては、是正処置等の改善に係る実施状況を確認することにした。

３．2026 年度第 1 回第三者定期監査の対応方針

再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部に対しては、QMS 活動の更なる充実を図るため、部長以上が管理するレベルの CR（CAQ）について是正処置をサンプリングし、是正処置のプロセスや内容が適当かを確認する。また安全・品質本部や監査室に対しては、事業部と積極的に連携し CAP システムの改善を進めるため、是正処置等の改善に係る実施状況を確認する。具体的な監査項目を表１の(1)に示す。

表１　2026 年度第 1 回第三者定期監査項目

監査項目
(1) QMS 活動の実施状況 ・是正処置等 （再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部）

・是正処置等の改善
（安全・品質本部、監査室）
(2) 前回までのフォローアップ
・安全・品質本部に対して 2025 年度第 2 回定期監査（2025 年 12 月）で抽出した提言事項についての対応状況を確認する。

また、被監査者ごとの監査項目を**表２**に示す。

表２　被監査者ごとの監査項目

被監査者	表１中の監査項目の番号	
	(1)	(2)
再処理事業部・技術本部	○	－
濃縮事業部	○	－
埋設事業部	○	－
安全・品質本部	○	○
監査室	○	－

注記：監査実施項目のうち、被監査者において対象がない項目は対象から除外する。

４．被監査者および監査方法

4.1 被監査者

具体的な部署名は、別途提示される 2026 年度第 1 回第三者定期監査スケジュールによる。

4.2 監査方法

監査は対面で行う。初回会議は現地で行い、最終会議はリモート（Webex）で実施する。

５．監査の態様

監査は、実地監査と文書監査で構成するが、実地監査を主体に行う。ただし、実地監査の過程で監査基準文書に対する気づきなどがあれば、文書監査の対象とすることがある。また追加の確認が必要な事項が発生した場合には、別途監査の対象とすることがある。

5.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。

5.2　実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、それが効果的に運用されている状況や PDCA 展開状況に対する評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とする。

６．監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、今回の監査では下記を監査基準と定める。なお、一部に LRQA の知見を活用することもある。

◇『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
◇『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

7．監査結果の評定

監査結果は、監査項目ごとに所見をまとめるが、次の事項を提起することがある。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意とする。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

8．LRQA 監査員

監査は２名１組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応するが、それぞれに監査部署の割付けを行い、内１名が監査時の司会進行役をつとめる。ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行う。

9．監査結果

監査は、埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設運営部 保全課に実施した。監査結果を**添付１**に示す。

9.1「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなくエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において３項の表１の監査項目について可能な限り監査を行った結果、**「指摘事項」、「観察事項」および「提言事項」はなかった**。

9.2「良好事例」

今回の監査において、**「良好事例」は確認できなかった。**

9.3 各監査項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

・是正処置等について

保全課については、QMS 活動の更なる充実を図るため、CR「RC 仮蓋（鉄筋コンクリート仮蓋）への模擬廃棄体の接触について」をサンプリングし是正処置等の実施状況を確認した。

当該事象は、1 号埋設クレーン定置運転時に、区画を分ける中仕切り壁と吊具ガイドが接触するおそれがあったことから調査を行った。その調査時にクレーンで輸送車両から吊上げた模擬廃棄体と当該車両付近の区画上に置いた仮蓋が接触した事象である。

調査における確認作業は、定置作業の所掌部署となる運営課と連携しながら保全課が調査、原因究明、実効性レビューを行っており、これらは適切に実施されていたことを確認した。

調査時のクレーン運転および吊具操作は、運営課が定置作業を委託している元請け会社に保全課が依頼しており、調査運転時には熟練者ではない方も含まれていたことを聴取した。(これまでは、仮蓋を置く仮蓋架台の位置が明確になっておらず、熟練者の経験に頼っていた)

是正処置では、運営課が所管する「廃棄体定置作業手順書」の改正を保全課から運営課に依頼して完了している。手順書改正後の 2024 年 4 月に実効性レビュー結果を取りまとめていること、実効性レビューの以降の定置作業においても接触事例はないことを確認した。

監査の結果、改めて懸念される事象はなかった。

(2) 前回までのフォローアップ（今回は該当なし）

１０．終わりに

今回サンプリングした CR 事例では、熟練者の経験に頼りすぎることがないよう対策が講じられている。運営課が実施する定置作業では今後も多くの廃棄体を取扱うことを踏まえ、可能な限り作業を標準化して人的なミスを減らす改善を継続されていくことを期待する。

また、当時の調査で使用した模擬廃棄体には、RC 仮蓋との接触による軽微な変形が認められたとのことであった。変形が生じた事実や接触に至った経緯は貴重な組織の知識なので、確実に継承していくことを期待する。

すべての被監査者の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(PRJ-11100568845 号-0)にまとめたので参照いただきたい。

以上

添付１

2026 年度 第１回第三者定期監査結果

（埋設事業部）

2026 年度 第 1 回第三者定期監査 埋設事業部 監査結果概要

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設運営部 保全課
監査実施日	2026年7月23日　　監査員：[redacted]

＜QMS 活動の実施状況＞

以下、是正処置等の実施状況を確認した。

（保全課概要）

・保全課は 17 名で構成され、課長、課課長の他に建屋チーム 5 名、埋設地チーム 7 名、ファシリティチーム 3 名の 3 つのチームに分かれて活動しているとの説明を受けた。

・保全課は、埋設施設の機械、電気計装設備の保守・設計を実施しており、模擬廃棄体を吊るすクレーンの保守も含まれることを聴取した。

（是正処置等について）

・部長以上が管理するレベルの CR（CAQ）の中から「RC 仮蓋への模擬廃棄体の接触について（資料①）」をサンプリングし、是正処置のプロセスや内容が適切かを確認した。

・当該事象は 2023 年 12 月 19 日に「1 号埋設クレーン定置運転時に中仕切り壁（北面）と吊具ガイドが接触するおそれがある事象について」が確認されたことを受け、模擬廃棄体を用いた確認作業を実施していた際に発生したことを聴取した。

・接触は RC 仮蓋と 8 体吊上げていた模擬廃棄体のうちの 1 体とで発生した。RC 仮蓋に軽微なすり傷、模擬廃棄体に軽微な変形が認められたことを聴取した。

・廃棄体を把持し移送するクレーンには廃棄体を吊上げるための吊具が装着されていた。吊具には廃棄体の胴部を 2 対のフォークで掴む把持装置を 8 組備えており、そのうち 1 組（No.6）の懸垂軸に変形が認められ、当該懸垂軸を含む把持装置 1 組を予備品と交換した（2024 年 1 月 9 日完了）ことを聴取した。

・正規の廃棄体の定置作業は運営課が実施するが、吊具ガイドが中仕切り壁（北面）に接触するおそれがある事象について調査するため保全課が主体となって確認作業（8 体の模擬廃棄体をクレーンで移送）を実施したことを聴取した。

・調査時のクレーン運転、吊具操作は運営課が定置作業を委託している元請け会社の協力会社に保全課が依頼したことを聴取した。また、調査運転時には熟練者ではない方も含まれていたことを聴取した。なお、保全課がクレーンの運転を依頼することは稀なケースであることを聴取した。

・模擬廃棄体はクレーンの点検にも使用しており、正規の廃棄体に比べると重量が重くなっている。そのため、模擬廃棄体を把持した時の吊り上げ高さが正規の廃棄体把持時の吊り上げ高さに比べて若干低くなっていた可能性もあることを聴取した。

・運営課が実施している定置作業でこれまで約 40 万本以上の廃棄体を定置しているが、過去の定置作業において廃棄体と RC 仮蓋が接触する事象はなかったことを聴取した。

・廃棄体を定置する際には 1 区画あたり 6 枚に分割している RC 仮蓋を外してピット上に仮置きするが、仮蓋を置く仮蓋架台の位置が明確にな

（参照文書・記録など）

[redacted]

っていなかった（今までは熟練者の経験に頼っていた）ため、仮置き位置によっては干渉する可能性があったことを聴取した。 ・当該事象によって、クレーンでの移送中に模擬廃棄体と RC 仮蓋との間にどの程度のクリアランスがあるのかを現場で調査した結果、最大（クレーン巻上上限の位置）で 35 ㎜であることを確認した（資料②）。 ・クレーンでの移送による模擬廃棄体の動線から調査した結果、RC 仮蓋は区画に設置されている埋設ピットの外周仕切り壁の最外端から 1.5m 離した位置に仮置きした場合で最大クリアランスの 35 ㎜に近い 34 ㎜を確保できることを確認した（資料②）。 ・上記確認で知り得た事項は運営課に共有し、運営課所管の手順書「廃棄体定置作業手順書（資料③）」に反映され、2024 年 1 月 18 日に改正されていることを確認した。なお、調査等で保全課が当該クレーンを使用する場合にも、この手順書に従って作業することを聴取した。 ・廃棄体定置作業手順書の改正後、定置作業において上記の接触事象は発生していないことを確認し、2024 年 4 月 4 日に実効性レビュー結果を取りまとめていることを確認した。なお、2024 年 4 月 4 日以降の定置作業においても接触事例はないことを聴取した。 ・当該事象については発生当時から保全課内で周知がなされており、2024 年 1 月あらためて課長から課内に周知し、教育を実施したことを聴取した。 （その他） ・埋設クレーンは埋設事業部特有の設備のため、安全・品質本部には特に連絡していないことを聴取した。	[redacted]

（第三者監査所見）

当該事象では、原因究明、是正処置計画／結果、実効性レビューの計画／結果まで適切に実施されており、特に懸念される事項はないことを確認した。

調査の結果、クレーン移送時の廃棄体と仮蓋との裕度を確保できる仮蓋架台の位置を明確にしたことを確認した。

是正処置として、調査結果が運営課所管の手順書に反映されていることを確認した。なお、調査などで保全課が当該クレーンを使用する場合にも、この手順書に従って作業することを聴取した。

当該事象では熟練者の経験に頼りすぎることがないよう対策が講じられている。運営課が実施する定置作業では今後も多くの廃棄体を取扱うことを踏まえ、可能な限り作業を標準化して人的なミスを減らす改善を継続されていくことを期待する。

添付２

2026 年度　第 1 回　第三者定期監査

月	日	曜日	時刻		時間	被監査者または監査対象部門等	出席者（被監査部署等）	出席者（監査事務局等）	実施場所
			自	至					
7	23	木	13:30	15:20	1:50	埋設事業部 低レベル放射性 廃棄物 埋設センター 埋設運営部 保全課	[redacted]	[redacted]	濃縮・埋設 事務所 3 階 検査官室
8	3	月	11:25	11:55	0:30	埋設事業部 最終会議	[redacted]	[redacted]	濃縮・埋設 事務所 4 階 VIP 会議室